

令和三年四月二十七日提出
質問第一一六号

政党交付金使途等報告書の公開に関する質問主意書

提出者
丸山穂高

政党交付金使途等報告書の公開に関する質問主意書

総務大臣届出分の政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書は、総務省ウェブサイトに掲載され、インターネット上で電子的に閲覧をすることができる。総務省の説明によれば、これは、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）により国家戦略として位置づけられた「e-Japan戦略」において唱われている「電子政府の実現」の一環として、従前の閲覧室での閲覧と同様の環境をインターネット上でも整えるサービスを提供するものとされている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 政党交付金使途等報告書のウェブサイトにおける閲覧ブラウザは、Internet Explorer及びChromeのみが指定されている。

1 従前は、複製及び印刷をできないようにする処理の関係上、Internet Explorerのみが閲覧ブラウザに指定されていた。どのような検討がありChromeは追加されたのか。第九十八回国会衆議院財務金融委員会（平成三十一年二月二十六日）においては「その他のブラウザではダウンロードができない加工をしているため、閲覧ができないというふうになっている」旨の政府答弁が

あり、第百九十八回国国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（平成三十一年四月二日）においては「セキュリティの観点あるいは技術的観点を踏まえまして、他のブラウザで同じような方策がとることができないか研究してまいりたい」との政府答弁があった。どのような状況変化により閲覧が可能となったか、設定ミスか見落としか、その他ブラウザの新技术やバージョンアップによるのかなど詳細を伺いたい。また、Chromeはいつから閲覧ブラウザとして指定され、その追加に関する予算はどれほどであったか、明らかにされたい。

2 ウェブサイトの閲覧について、デスクトップパソコンに限らず、スマートフォン及びタブレットなど、利用環境が多様化している。利用環境により、ブラウザのシェアは大きく異なり、一般に幅広く利用されているながら総務省が閲覧ブラウザとしていないものが存在する。なぜ、Internet ExplorerとChrome以外の他のブラウザが認められていないのか。また、その他ブラウザについて閲覧ブラウザへの追加の検討は行われないのか、政府の見解を問う。

二 政治資金収支報告書は、政治資金規正法第二十条の二第二項において、閲覧及び写しの交付が認められている一方、政党交付金使途等報告書は、政党助成法第三十二条第四項の規定により掲載コンテンツの閲

覧のみが規定され、写しの交付が規定されていない。そのため、総務省ウェブサイトに掲載されている政党交付金使途等報告書については複製及び印刷ができない扱いとなっている。平成十九年十二月の各党協議の時点では政党助成法の改正については合意に至らず、その後検討が続けられたと推測するが、いまだに写しの請求はできず閲覧のみの規定になっており、総務省ウェブサイト掲載の政党交付金使途等報告書が電子的閲覧のみとなっている。政府として、電子的閲覧のみとなっていることについてどのように考えるか、見解を問う。

右質問する。